奨学生募集要項(2019年度)

No. 45

A 大学選考推薦

奨学団体名 又は 奨学金の名称	三菱UFJ信託奨学財団
募集締切	平成31年4月5日
以下の内容は2枚目以降の奨学団体の募集要項で詳しく確かめてください。	
募集対象	学部2年生
形態	給付
金額(月額)	学部生:3万5千円
募集人員	2名
他の奨学金との併給	併給可(併給内容を財団に届出義務あり)
その他の条件	・学部生:法学部、経済学部、経営学部、工学部 ・学部生23歳以下 ・父母の税込年収合計800万円未満。ただし、就学中の兄弟姉妹が本人を含めて3人以上の場合、税込年収1000万円未満。 ・財団行事の出席必須

学年、年齢について特に記載がない場合、2019年(平成31年)4月1日のものとする。
大学受付の場合、医学部・医学研究科・保健学研究科・海事科学部・海事科学研究科は3日前までとする。
「A 大学選考推薦 」となっている団体は、二枚目以降の財団締切・願書ではなく、上記締切期限までに学内選考推薦(A区分)願書をダウンロードし、必要書類とともに神戸大学奨学金窓口(鶴甲第一キャンパスB棟1階学生センター)まで提出すること。
「B 大学経由応募」となっている団体は、二枚目以降の財団締切ではなく、上記締切期限までに財団提出書類を揃え神戸大学奨学金窓口(鶴甲第一キャンパスB棟1階学生センター)まで提出すること。
※外国人留学生は除く。

（1）はじめに

公益財団法人三菱 UFJ 信託奨学財団は、三菱信託銀行*の全額出捐により昭和 28 年 11 月に設立されて以来、今日まで 60 年以上にわたりわが国の産業の発展ならびに社会文化の向上に寄与するために、国内外の指定大学を通じ奨学金事業を続けています。

本年度の奨学生を募集しますので、希望者は下記に従って出願手続きをしてください。

（2） 出願の資格

次の各項全ての条件を満たす者でなければなりません。

① 財団主催行事への出席を優先できる者。
なお、留学生は個別面談においては日本語でのコミュニケーションが可能であることが望ましい。（英語のみで授業を受けるコースであっても、日本語および日本文化への関心を持った人材を支援したいとの考えによるもの。）

② 当財団の指定する大学で、財団指定の学部、研究科に在籍している正規学生であること。（対象学部・研究科等の詳細は奨学金担当部署に問い合わせてください。）

③ 日本人：出願する年の 4 月 1 日現在、4 年制大学第 2 学年以上、大学院修士課程または博士課程に在学し、大学生は原則として満 23 歳以下、大学院生は満 33 歳以下であること。
留学生：出願する年の 4 月 1 日現在、4 年制大学第 2 学年以上、大学院修士課程または博士課程に在学し、大学生は原則として満 31 歳以下、大学院生は満 38 歳以下であること。

④ 最短修業年限までの給費期間が 1 年以上見込まれる者。

⑤ 健康で、学業成績、人物ともに優れており、在学する学校長の推薦する者。

⑥ 将来、民間企業・官公庁・学校等に勤務して、産業・文化面で活動し社会に貢献しようと志す者、またはこれらの活動に関連する学術の研究を志す者。

⑦ 学費の支弁が困難と認められる者。
（日本人については、父母の税込年収合計 800 万円未満。ただし、就学中の兄弟姉妹が本人を含め 3 人以上の場合、税込年収 1 千万円未満を目処とします。留学生についての年収基準はありません。）

*現在は三菱 UFJ 信託銀行と改称されています。

⑧ 採用後、三菱 UFJ 信託銀行（本店）に本人が普通預金口座を開設できる者。法制度の改正により、外国籍の学生または外国籍とみなされた学生については、即日の口座開設ができない場合がありますのでお含みおきください。
（口座開設方法は奨学生採用決定後、書面にて案内いたします。口座を同信託銀行に設けても、奨学金は他銀行やコンビニ等の ATM で引出可能です。）

（3） 出願および選考手続

1．出願は、下記の書類を在学する学校を経由して、当財団に提出してください。奨学生選考に使われる重要な書類ですので、全ての項目につきもれなく正確に記載してください。①、⑧の書類は財団所定の用紙を使用してください。

【提出書類一覧】

① 奨学生願書
1）奨学生願書
2）標準化GPA計算書
3）履歴書(1)
4）履歴書(2)
5）家計状況調書及び応募理由書
6）出願者の収支説明書
7）研究テーマ（大学院生のみ）

学校長推薦が確定した出願者には奨学生願書一式（Excelファイル）をメールにて各人より事務局あてに送信していただきます。

② 市区町村の前年度所得証明書（父母分、日本人学生のみ）
（平成30年の収入に対する所得証明書が間に合わない場合は平成29年の収入に対する所得証明書と、勤務先の発行する平成30年の収入に対する源泉徴収票または確定申告書の写しをあわせて添付してください。なお、マイナンバーが記載されている場合は、黒塗りするなど判読できないようにしてください。）

③ 在留カードの写しまたは外国人登録原票の写し（留学生のみ）

④ 在学学校長の推薦書

⑤ 在学証明書
（上記④に出願者の氏名、生年月日、所属がすべて記載されている場合は不要。）

⑥ 学業成績証明書
（大学院課程2年生以上で前年度の成績証明書が発行されない者については、直前の修了課程の成績証明書と、現在の研究科の担当教官の押印のある研究報告書をご送付ください。）

⑦ 鮮明なデジタル画像を願書に貼付、もしくは証明写真 1枚
（たて4cm×よこ3cm 裏面に学校名、氏名を明記のこと。）

⑧ 誓約書（採用決定後）

2．奨学生の採用は、各大学から提出を受けた出願書類に基づき、理事会から決定権限を委譲された財団の奨学事業選考委員会が決定します。

3．選考結果は、学校を通じて出願者に通知します。奨学生として採用されましたら、速やかに三菱 UFJ 信託銀行（本店）の口座開設等、所定の手続きをしていただきます。

（4） 奨学金の額と給費期間

1．奨学金の額は次の通りです。
原則として返還は不要です。（後述（5）の2．を参照）

大学生	月額	35,000 円
大学院生	月額	55,000 円
留学生大学生	月額	70,000 円
留学生大学院生	月額	100,000 円

2．給費期間

奨学生として採用されたその年度の始期から、在学する学校の正規の最短修業年限の終期まで給費致します。

但し、大学院生の場合で、その課程が修士課程及び博士課程に分かれている場合には、最短修業年限は各課程の修業年限となります。

（5） 奨学金の給費

1．奨学金の給費方法

奨学金は、三菱UFJ信託銀行（本店）に開設した奨学生の普通預金口座へ、3ヶ月分をまとめて4月・7月・10月・1月の各15日に入金致します。（銀行休業日のときは翌営業日となります。）

なお、採用決定後の最初の給費は上記誓約書の提出を受けた後に、また、次年度以降各年度最初の給費は在籍校から全奨学生分の前年度の学業成績証明書等の提出を受けて財団が書類を確認した後に、それぞれ入金手続きを行いますので、必ずしも所定の日に入金されるとは限りません。

2．併給と支給中止

他の奨学団体等から学資の給付又は貸与を併せて受けることができますが、併給を受ける場合は財団あてにその内容を届け出なければなりません。

また、次の場合には奨学金を廃止し、その事由等によっては支給済みの奨学金の返還を求めることがあります。

①奨学金を必要としない事由が生じたとき

②病気、事故などのため、卒業の見込みがなくなったとき

③学業、生活等に重大な支障が生じ、奨学生として適当でなくなったとき

④在学学校で処分を受け学籍を失ったとき、または退学したとき

（6） 奨学生の義務

① 財団主催行事（年に一度実施する財団職員との個別面談や交流会等）への出席を優先してください。

② 奨学生・保証人の連絡先や保証人の変更、休学・留学、所属学部・研究科の変更等、届出事項や学業・生活状況に変更が生じた場合は、速やかに財団に届け出なければなりません。

③ 進路が内定または確定した時には、就職先・進学先などを事務局にお知らせください。

④ 卒業後も、住所・氏名・勤務先などに変更があったときは事務局にお知らせください。